

清須市特定建設工事共同企業体取扱要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「共同企業体」とは、市が発注する特定の建設工事の施工を目的として工事ごとに結成される共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 共同企業体による対象工事は、設計金額が10億円以上の工事とする。ただし、設計金額が10億円に満たない工事であっても、清須市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が選定し、市長が特に必要と認めた場合は、共同企業体による対象工事とすることができる。

2 前項に規定する工事が次の各号のいずれかに該当するときは、この訓令は適用しないものとする。

- (1) 緊急に工事を行う必要があるとき。
- (2) 特殊な技術、機械等を必要とする工事のとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(構成員の資格)

第4条 共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) 市における入札参加資格を有し、かつ、現に清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づき、指名停止を受けていないこと。
- (2) 発注する工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (3) 全ての構成員が、発注する工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(構成)

第5条 構成員の数は、2者又は3者とする。

2 構成員は、一の発注する工事につき、2以上の構成員となることができない。

(構成の方法)

第6条 共同企業体の構成の方法は任意結成とし、構成員の構成は、次に掲げるとおりとする。

(1) 構成員を2者とする場合における代表者は、清須市建設工事請負業者格付要領（平成23年清須市訓令第3号。以下「格付要領」という。）に基づき作成された格付名簿の等級がA等級の者とし、構成員は、A等級又はB等級の者とする。

(2) 構成員を3者とする場合における代表者は、格付要領に基づき作成された格付名簿による等級がA等級の者とし、第2構成員は、A等級又はB等級の者とし、第3構成員は、A等級、B等級又はC等級の者とする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、第3条第1項ただし書に基づく工事における代表者又は構成員は、格付要領に基づき作成された格付名簿の等級がA等級又はB等級の者とする。

2 前項各号の構成については、委員会が特に必要があると認める場合は、地域を限定するとともに経営事項審査結果の総合評定値による制限を加えることができる。

(公告)

第7条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 対象となる工事
- (2) 構成員の資格
- (3) 共同企業体の結成に関する事項
- (4) 入札参加資格審査申請の方法
- (5) その他必要な事項

(入札参加資格審査申請)

第8条 共同企業体が、入札に参加しようとするときは、共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（別記様式）に、共同企業体協定書の写し、委任状及び対象工事の関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(出資比率)

第9条 構成員の出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲で構成員において自主的に定めるものとする。

2 構成員の代表者の出資比率は、構成員中最大としなければならない。

(資格の決定)

第10条 第8条の申請書が提出されたときは、当該共同企業体の資格を委員会に諮り、審査の上、入札参加資格者に決定するものとする。

(有効期間)

第11条 一の共同企業体が、入札の結果落札し、契約を締結したときは、他の共同企業体は解散するものとする。

2 市が契約を締結した共同企業体は、当該工事（当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。）の完成後の残務整理等に必要な期間として3月以上を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき^{かし}瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(調査)

第12条 市長は、共同企業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて工事の施工体制及び運営状況について調査することができる。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

清須市長 殿

(ふりがな)		
共同企業体の名称		
代表 構成員	住所 商号又は名称 代表者職氏名 (建設業許可番号)	[]
その他 の 構成員	住所 商号又は名称 代表者職氏名 (建設業許可番号)	[]
その他 の 構成員	住所 商号又は名称 代表者職氏名 (建設業許可番号)	[]

次の工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて入札参加資格審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

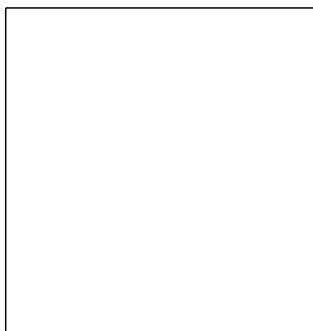
工 事 名

工 事 場 所

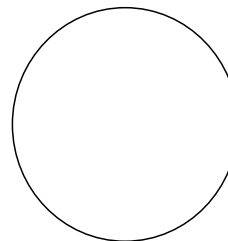
入札、契約締結、代金請求・受領等使用印

代表構成員

社 印



代表者印

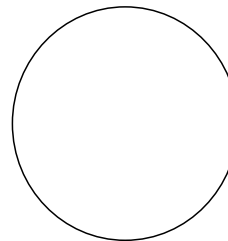


その他の構成員

社 印

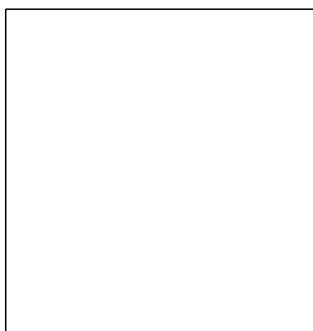


代表者印

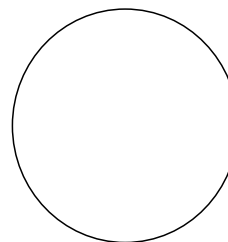


その他の構成員

社 印



代表者印



注) 1 代表構成員及びその他の構成員は、支店長等に申請権限を委任してある場合は、当該支店等の名称及び支店長等の職氏名を記入すること。

2 使用印は、清須市の入札参加資格審査申請において届出済の印鑑を用いること。

3 構成員が2者の場合、その他の構成員欄を1つ削除すること。

4 社印を使用しない場合は、斜線を引くか、「使用せず」を必ず記入すること。